

表1-44 県公害防止条例に基づく特定施設届出状況 (平成21年3月末現在)

特定施設名	ドラム缶再生業	自動車整備業	砂ろ過施設を有する上水道	計
届出数	2	193	4	199

③ 特定事業場の排出水監視

排水基準適用事業場からの排出水については、工場立入検査等の実施により、法に基づく排水基準の遵守状況の監視を行っています。

平成20年度は、法に基づく特定事業場のうち457事業場について立入検査を実施し、うち339事業場につき延べ356回の水質検査を行っています。（表1-45）

表1-45 特定事業場立入調査状況（平成20年度）

業種	立入検査事業場数	水質検査実施事業場数	水質検査実施回数
鉱業	2	2	2
畜産農業	56	21	22
畜産食料品製造業	28	24	24
水産食料品製造業	14	10	10
保存食料品製造業	21	19	19
みそ・しょうゆ等製造業	3	3	3
砂糖製造業	5	5	5
パン・菓子製造業・製あん業	1	1	1
飲料製造業	33	28	32
動物系飼料・有機質肥料製造業	5	5	5
動植物油脂製造業	2	2	2
でん粉製造業	59	22	29
めん類製造業	1	1	1
豆腐・煮豆製造業	2	1	1
冷凍調理食品製造業	6	6	6
紡績業・繊維製品製造業	3	3	3
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1	1
無機化学工業製品製造業	1	1	1
発酵工業	3	2	2
生コンクリート製造業			
砂利採取業			
非鉄金属製造業	3	1	1
金属製品・機械器具製造業	2	2	2
酸又はアルカリによる表面処理施設	31	26	29
電気めっき施設	4	4	4
旅館業	44	34	34
共同調理場			
弁当仕出屋・弁当製造業			
洗たく業	11	9	9
病院	1	1	1
と畜場・死亡獣畜取扱業	10	10	10
科学技術研究施設	1	1	1
一般廃棄物焼却施設	1	1	1
産業廃棄物処理施設	2	2	2
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	7	5	5
し尿処理施設	52	47	47
下水道終末処理施設	15	15	15
特定事業場から排出される水の処理施設	15	13	15
その他	12	12	12
計	457	339	356

④ 排水基準違反に対する行政処置

法に基づく特定事業場の立入検査の結果に基づき、特定施設の改善命令5件、勧告25件、文書指導10件、合計40件の行政措置を行いました。（表1-46）

なお、これらの事業場は、期限内にそれぞれ処理施設、処理方法の改善等必要な措置を講じています。

表 1－46 行政措置の業種別一覧（平成20年度）

業種	停止命令	改善命令	行政指導		合計
			改善勧告	文書指導	
畜産農業		1	1	1	3
畜産食料品製造業			1	1	2
水産食料品製造業		1	3	1	5
保存食料品製造業		1	3	1	5
飲料製造業			4	3	7
動物系飼料製造業			1		1
でん粉製造業			6		6
冷凍調理食品製造業			1	1	2
酸・アルカリによる表面処理施設		1			1
電気めっき施設					
洗たく業		1			1
病院			1		1
と畜業			1		1
産業廃棄物処理施設			1		1
下水道終末処理施設			1	1	2
特定事業場からの排出水の処理施設			1	1	2
計		5	25	10	40

⑤ 水質汚濁に係る主要業種排水対策

ア でん粉製造業

でん粉工場からの排水は、例年10月初旬から翌年4月までの間排出されますが、排水としては、原料さつまいもの流水輸送工程及び洗浄機から出るフリューム排水、原料磨碎後の分別工程から出るノズルセパレート排水、でん粉粕脱水排水、生粉溜排水及びでん粉精製排水などがあります。

でん粉製造工場は季節操業であり、その排水量も多く、また有機質も多量に含むこと等から、その排水処理については技術的にも難しい面をもっています。

平成20年度は、県内には県澱粉連系15工場、県経済連系6工場の計21工場が操業を行っており、県農政部では、適切な排水対策が図られるよう、嫌気処理と好気処理を組み合わせた排水処理の実施を指導しています。

また、関係機関による「でん粉工場排水処理指導者研修会」の開催や、全工場に対し工場操業前に排水処理の徹底について通知をするなど適正な排水管理のための指導啓発活動を行っております

でん粉工場からの排出水の規制は、水質汚濁防止法が施行された当初（昭和46年6月）全国一律の排水基準より緩い暫定排水基準が適用されていましたが、昭和56年6月から現在の一律排水基準に移行しており、近年の排水監視の調査結果は、表1-47のとおりです。

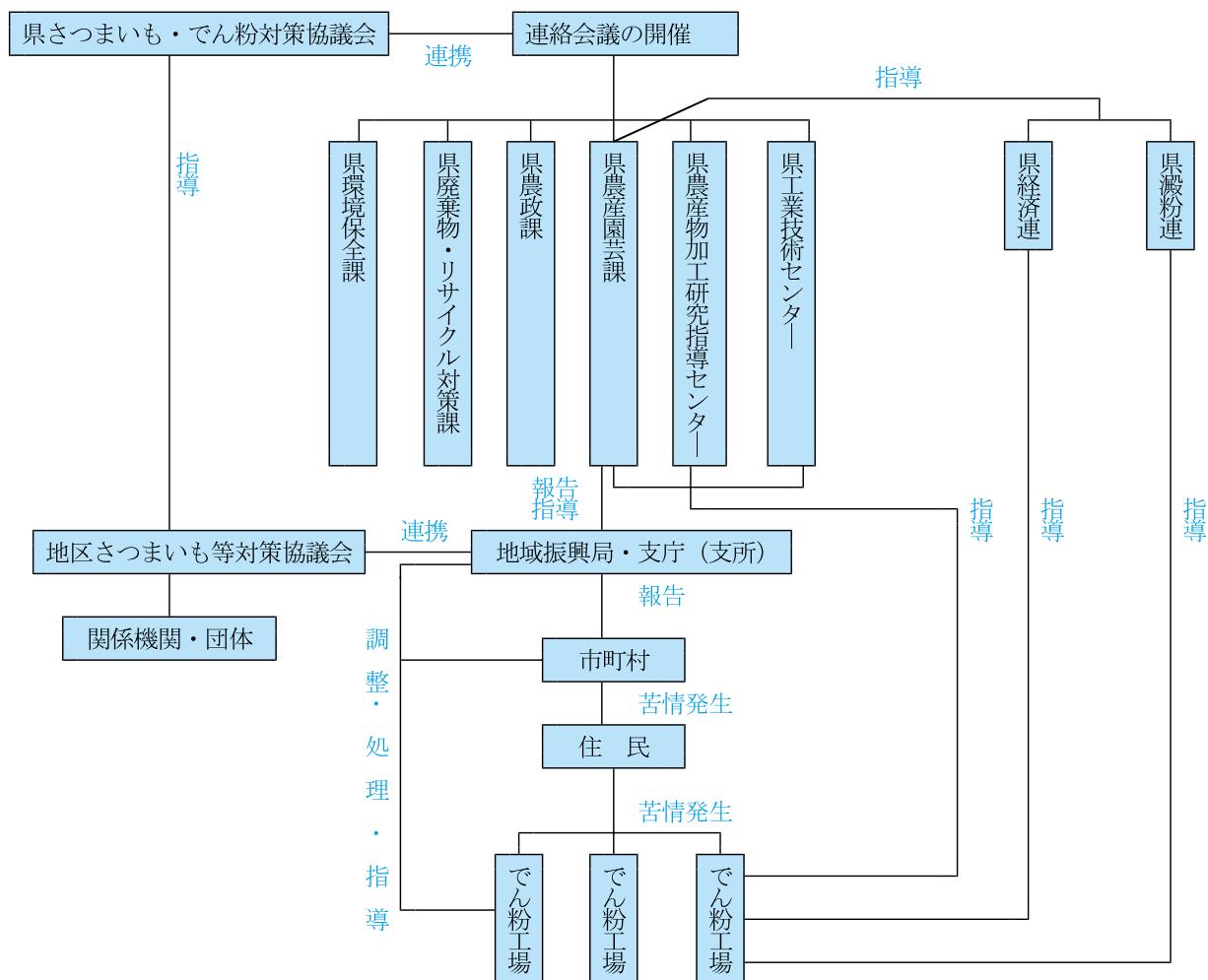
排水基準の遵守については、一部の工場において、依然として排水処理が不十分な状況がみられるなど環境汚染防止に対する取組や排水処理施設の維持管理等について

問題点も残されているため、今後とも関係機関と連携しながら排水監視の強化・指導に努めることにしています。（図1-13）

表1-47 でん粉工場排水調査結果

項目	基準値	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
		数値	遵守率%	数値	遵守率%	数値	遵守率%
p H	5.8～8.6	6.4～7.9	100	6.8～8.1	100	5.1～7.7	92
B O D (mg/ℓ)	平均 120 最大 160	950 (最大値)	97	130 (最大値)	100	1,800 (最大値)	84
S S (mg/ℓ)	平均 150 最大 200	241 (最大値)	97	520 (最大値)	96	1,000 (最大値)	81

図1-13 でん粉工場排水処理に係る環境保全対策推進体制図



イ 畜産業

畜産業に起因する環境汚染防止対策については、水質汚濁防止法により一定規模以上の豚房、牛房及び馬房施設からの排出水に排水基準が適用されています。県では、早朝・夜間立入等を含め、監視の強化に努めていますが、一部において維持管理の不徹底や家畜排せつ物等を未処理に近い状態で放流するなど悪質なものも見受けられ、法の規定に照らして改善命令の発動等厳しく対処してきています。（表1-48）

県においては、畜産経営の健全な発展を図る上で環境問題への取組がさらに大きな

課題となってきたことから、平成7年3月に「鹿児島県環境保全型畜産確立基本方針」及び「畜産環境保全対策指導指針」を策定するとともに、平成11年に制定された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、平成12年に「鹿児島県における家畜排せつ物の利用を図るための計画」を策定し、地域社会と調和した畜産経営の持続的発展に資することとしています。

具体的な指導については、家畜保健衛生所による巡回指導等を実施するほか、「畜産環境保全対策指導指針」に基づき、県庁内関係各課、各家畜保健衛生所、市町村にそれぞれ環境保全型畜産推進協議会を設置して、環境汚染防止に対する総合的な指導を行っています。（図1-14）

また、府内組織として5課3試験場で構成する「家畜ふん尿・でん粉工場排水対策連絡会議（昭和59年設置）」を定期的に開催し、関係機関が連携を密にして家畜排せつ物に係る環境保全対策の推進に努めています。

表1-48 畜産関係排水調査結果

項目	平成18年度				平成19年度				平成20年度			
	最小	最大	平均値	遵守率%	最小	最大	平均値	遵守率%	最小	最大	平均値	遵守率%
p H	6.4	8.7	7.7	96	6.6	8.7	7.5	97	6.0	9.0	7.7	89
B O D (mg/ ℓ)	1.6	670	77	86	0.5	570	51	90	2.0	670	51	89
S S (mg/ ℓ)	1	366	65	86	1	1000	120	87	1	2500	177	89

図1-14 環境保全型畜産推進協議会機構

